

市内のがんばる企業を応援します!

市では、ものづくり産業に対して新産業の創出や新商品の開発、既存産業の技術を生かした新たな分野への事業進出を積極的に支援するため、さまざまな補助金メニューを用意しています。特に、今年度から成長産業として期待される「メディカル」や「ウエアラブル端末」分野を中心として、次世代産業への事業進出にチャレンジする企業を応援する補助メニューを充実しました。



販路拡大(成長分野枠)

海外の見本市に参展したい

- ▶ 産地リーダー企業海外展示会
出展支援事業補助金

海外で開催される国際見本市等への出展にかかる経費の一部を助成

補助限度額 上限500万円 (対象経費の2/3)

海外で市場調査をしたい

- ▶ 産地リーダー企業海外市場
調査支援事業補助金

海外販路開拓を目的に現地調査会社等の活用経費の一部を助成

補助限度額 上限250万円 (対象経費の2/3)

情報発信をしたい

- ▶ 産地リーダー企業情報発信
支援事業補助金

先端技術PR、認知獲得を目的とした情報発信ツールの製作にかかる経費の一部を助成

補助限度額 上限250万円 (対象経費の2/3)

【対象者】「メディカル」や「ウエアラブル端末」等の成長分野で、かつ地域への波及効果が見込まれる事業に取り組む市内に本社を有する企業

販路拡大(一般枠)

海外の見本市に参展したい

- ▶ 海外市場販路開拓支援事業
補助金

市内で製造された製品で、海外で開催される見本市への出展または海外に小売店を開設する経費の一部を助成

補助限度額 年度内1企業等50万円 (対象経費の1/2)
ただし小売店開設は初年度のみ対象

対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等

異分野事業に進出するため 見本市に参展したい

- ▶ 異分野見本市等出展支援
事業補助金

自社の要素技術を活用して異分野見本市に出展する市内企業に対し、出展にかかる経費の一部を助成

補助限度額 年度内1企業等50万円 (対象経費の1/2)

対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等

新製品を売り出したい

- ▶ 地域産業販路拡大支援事業
補助金

前年度・前々年度に国、県、市の新製品・新技術開発補助事業に採択され、その開発された新製品等により販路拡大に取り組む事業にかかる経費の一部を助成
※同一事業につき、一回限り
(例) 展示会開催、見本市出展、販路開拓のための広報など

補助限度額 年度内1企業等50万円 (対象経費の1/2)

対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等

自社ブランドを育てたい

- ▶ デザインによるブランド育成
支援事業補助金

前年度・前々年度に国、県、市のデザイン支援事業を受けた後、デザインによるブランド育成事業を行う経費の一部を助成

補助限度額 年度内1企業等20万円 (対象経費の1/2)

対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等

市場調査をしたい

- ▶ 市場調査支援事業

新産業創出、新技術開発導入を前提とした展示会視察、調査会社等による市場調査経費の一部を助成。過去に訪れたことがない展示会や市場調査に限る。

補助限度額 年度内1企業等20万円 (対象経費の1/2)

対象者 製造業または機械器具卸売業を営む市内中小企業

※1【補助限度額について】

展示会出展については複数のメニューを利用できますが、補助限度額は合計で年度内1社あたり50万円となります。

人材育成

セミナーを受講したい

- ▶ 地域産業人材育成支援事業
補助金

国、県、ふくい産業支援センター等公的機関が実施する産業人材育成講座の受講にかかる経費の一部を助成

補助限度額 年度内1企業等10万円 (対象経費の1/2)
ただし対象経費が2万円以上であること

対象者 ・市内の企業および事業者等(従業員が受講の場合)
・起業を志す市民

対象経費 負担金、需用費(消耗品費)

新製品・新技術開発

大学と一緒に新材料を開発したい

- ▶ 産学官連携促進支援事業補助金

大学、短期大学、高専等との共同研究事業にかかる経費の一部を助成
(例) 新材料の開発および利用技術確立に要する研究開発など

補助限度額 年度内1企業等30万円 (対象経費の1/2)

対象者 市内中小企業または2社以上の市内中小企業で構成するグループ等

対象経費 報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、需用費(消耗品費・印刷製本費・燃料費)、役務費(保管料・手数料・筆耕翻訳料)

問合先

商工政策課 ☎53-2229

※詳しくは市のホームページをご覧ください。

起業・創業または工場の新設・増設

会社を立ち上げた



▶起業・創業促進支援事業奨励金

市内で起業・創業した企業に対し奨励金を給付	
給付額	10万円
対象者	新たに市内で起業・創業した製造業およびソフトウェア業を行う企業（法人に限る）

工場を新設・増設したい



▶企業立地促進助成金

市内における事業者の育成と企業の立地促進を図るために、事業者が特定地域内に工場等を建設した場合に助成

※なお、この助成金の適用を受けるためには、用地取得（着工）前に「適用申請」が必要です。事業着手前に、商工政策課にご相談ください。

補助限度額 ホームページ参照

対象者 企業立地促進助成金は用地取得、工場等建設促進、環境整備、雇用促進奨励、借地借家助成金の5種。それぞれの補助率、対象者などはホームページ参照
<http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=7425>

対象経費 ホームページ参照

創業塾を受講後に、起業したい



▶起業者（IT等）市内定着促進事業補助金

創業塾等の起業支援制度を活用後に市内で起業した市民に対し、事務所等の賃借料の一部を助成

補助限度額 1年目月額5万円、2年目2万5千円を上限とする（対象経費の1/2）

対象者 市内で製造業、機械器具卸売業または情報サービス業を起業する市内中小企業で、かつ、次のいずれかに該当するもの
①福井工業高等専門学校アントレプレナーサポートセンターを修了した者 ②ふくい産業支援センターインキュベートルーム利用者 ③特定支援事業受講認定者（創業塾受講者）

対象経費 賃借料

創業時の設備を準備したい

新規

▶創業スタートアップ支援事業補助金

市内で起業する市民を対象に創業に要した初期投資（設備投資）経費の一部を助成
※この助成金の適用を受けるためには、事業着手前に商工政策課にご相談ください。

補助限度額 上限50万円（対象経費の2/3）かつ、金融機関からの借入額を上限とする

対象者 市内で創業する市内企業であり、かつ特定創業支援事業受講認定者（創業塾受講者）

対象経費 工事請負費、備品購入費

販売促進

自社製品（眼鏡）を販売する ショップを開設したい



▶眼鏡直営店舗開設促進事業補助金

市内の眼鏡製造者または企画商社自らが、自社製品を含む産地製品（日本製品）を消費者に直接販売するために市内に新たに店舗を開設する際に要する経費および販売促進経費の一部を助成

ただし次の要件に該当する必要があります

- ①日本製品のみを販売する店舗
- ②産地のイメージアップにつながる事業要素を織り込んでいる店舗

補助限度額 (初年度) 300万円【店舗開設経費の1/5】
(翌年度) 200万円【販売促進経費の1/2】
(翌々年度) 100万円【販売促進経費の1/2】

対象者 市内の眼鏡製造者または企画商社

対象経費 委託料、使用料および賃借料、原材料費、工事請負費、備品購入費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料・手数料・筆耕翻訳料・保険料）、旅費（事務局経費に限る）※2

組合・団体の活動を応援します



▶地域産業組合等活力強化支援事業補助金

業界団体等の事業に対し、その経費の一部を助成
(例) IT化事業、技術習得事業、その他地域産業の振興育成に係る事業など

補助限度額 年度内1組合等30万円以内（対象経費の1/2）
ただし対象経費が20万円以上であること

対象者 市内企業が4/5以上を占める事業協同組合、企業団体（ただし、業界団体は除く）

対象経費 報償費、委託料、使用料および賃借料、負担金、原材料費、需用費（消耗品費・印刷製本費・光熱水費・会議時の食糧費）、役務費（通信運搬費・広告料・手数料・筆耕翻訳料・保険料）、旅費（事務局経費に限る）※2

※2【旅費について】：旅費（交通費+宿泊費+日当）は補助金総額の2割を限度とします。
また、宿泊費は1泊1万円/人、日当は1日2千円/人を経費の限度額とします。

商業者グループを応援します



▶商業チャレンジチーム支援事業補助金

商業者グループが販売促進事業や新商品・サービス開発事業、ICT導入等を行う経費の一部を助成
(例) 販売促進・顧客創造を目的とした合同セール、新商品、サービス合同開発など

補助限度額 1チームにつき20万円以内（対象経費の1/2）

対象者 市内で1年以上商業（卸売業、小売業等を含む）、サービス業を営む2社以上の中小企業者のチーム

対象経費 報償費（専門家・講師の謝金のみ）、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費、需用費（消耗品費・印刷製本費・光熱水費・修繕費・燃料費）、役務費（通信運搬費・広告料・保険料）等
★仕入資金、賞金等の経費は対象外

ワークライフバランス推進

安心して子どもを育てられる職場環境を作りたい



▶育児休業代替要員確保支援助成金

市内の事業所で育児休業の代替要員として市民を雇用した事業主に対して助成金を交付

補助限度額 育児休業取得者1人につき15万円

対象者 育児休業の代替要員として市民を雇用し、国との「中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）」の支給決定を受けた市内の中小企業事業主（労働者数300人以下）

中小企業の生き生き子育てを応援します



▶育児短時間勤務支援事業助成金

就業規則で制度化してある育児短時間勤務制度の利用を希望した従業員に、連続して1ヶ月以上制度を利用させた事業主に対して助成金を交付

補助限度額 1事業所あたり10万円（年度1回限り）

対象者 市内の企業で従業員に制度を利用させた中小企業事業主（労働者数100人以下）

中小企業の介護支援を応援します



▶介護短時間勤務（介護休業）支援事業助成金

就業規則で制度化してある介護短時間勤務（介護休業）制度の利用を希望した従業員に、2週間以上制度を利用させた事業主に対して助成金を交付

補助限度額 1事業所あたり10万円（年度1回限り）

対象者 市内の企業で従業員に制度を利用させた中小企業事業主（労働者数300人以下）